## 【記載例】子の監護に関する陳述書 (監護親用)

## (あなたの生活状況)

1 生活歴

平成〇年〇月, 〇〇高校卒業, 同年〇月, 有限会社〇〇に入社

平成〇年〇月〇日,被告と婚姻。同年〇月,〇〇市で被告と生活

平成〇年〇月〇日,子〇〇出生

平成〇年〇月, 株式会社〇〇に転職

平成〇年〇月〇日、被告と別居し、子とともに現住所へ転居

2 現在の仕事の状況

株式会社○○に正社員(営業職)として勤務している。

毎週月曜日から金曜日まで出勤する。勤務時間は午前〇時から午後〇時までである。休日出勤はほとんどないが、月末は多忙であり、年に二、三回休日出勤する。残業は週2回程度あり、1回の残業は1時間ほどである。通勤時間は電車で片道約〇分である。

3 経済状況

給与収入が月額〇〇円(手取り)である。賞与が、年2回、各〇〇円である (甲〇号証 平成〇年度源泉徴収票写しのとおり。)。被告からの婚姻費用が月額〇〇円である。

主な支出は、家賃〇〇円(甲〇号証 契約書写しのとおり。),保育料〇〇円,子の習い事〇〇円である。

4 一日の生活スケジュール 別紙「子のスケジュール表」参照

5 健康狀態

不眠により、平成〇〇年〇月から毎月1回、〇〇病院(心療内科)に通院し、〇年〇月まで、睡眠薬及び安定剤を服薬していた。症状が軽快したため、平成〇〇年〇月から通院していない。

6 同居者の状況

子 ○○○○(4歳) ○○保育園児 健康状態に問題はない。

7 住居の状況

間取りは甲〇号証(間取り図)のとおり。間取り図の洋室1を子ども部屋として使い、洋室2を原告と子の寝室として使っている。

子の保育園は徒歩で10分の距離にある。

## (監護補助者の生活状況)

- 8 生活状況
  - ・母方祖母 ○○○○(60歳) 昭和○○年○月○日生 弁当店パート 住所 ○○町○○1番2号

心臓病により、平成○○年○月から1か月間入院した。現在も月1回通院、服薬している。

- ・母方叔母 〇〇〇〇(25歳) 昭和〇〇年〇月〇日生 アルバイト 住所は 母方祖母と同じ。健康状態に問題はない。
- 9 具体的な監護補助の状況

母方祖母は、原告宅から徒歩5分の場所に住んでおり、原告が仕事の都合で保育園の迎えに行けないときは、原告の代わりに迎えに行き、夕食の用意をする。 母方祖母が保育園の迎えに行くことは、月に三、四回ある。

母方叔母は、週末に、原告と一緒に子を連れて遊びに出かけたり、子の遊び相手をしたりする。

## (お子さんの生活状況)

10 生活歴

平成〇年〇月〇日に出生。〇〇県〇〇市で原告及び被告と生活。

平成〇年〇月, 私立〇〇保育園に入園

平成〇年〇月〇日, 原告とともに現住所へ転居し, 原告と生活

- 11 一日の生活スケジュール別紙「子のスケジュール表」参照
- 12 これまでの監護状況
  - (1) 出生~別居

原告が、授乳、おむつ換え、寝かしつけ、健診や病院の受診などを主に行っていた。被告は、仕事から帰宅後、子を風呂に入れたり、週に二、三回、おむつを替えたりしていた。食事の用意や衣類の洗濯などの身の回りの世話、保育園の送迎や行事参加も原告が行った。運動会には被告も参加した。

(2) 別居~現在

近所に住む原告の母及び妹の補助を受けて,原告が子の世話をしている。 原告は保育園の送迎を行い,保育園行事にも参加している。

13 心身の発育状況,健康状態

出生後、数日して黄疸が出たが、治療を要せずすぐ治まった。

3歳ころからアトピーの症状が出て、皮膚科を受診し、アトピー性皮膚炎と診断された。以後、定期的に通院しており、現在は月2回通院し、内服薬と塗り薬を処方されている。アトピー性皮膚炎のほかは、たまに風邪を引くくらいである。

1歳で歩行ができた。おむつは4歳までに完全に外れた。言葉は1歳半ころから「パパ」、「ママ」などの発語が見られ、3歳ころから急激に語彙が増え、現在はかなりやりとりができる。服の脱ぎ着も自分でできる。これまで発育は順調で、問題はない。明るく、人見知りをしない。(甲○号証 母子健康手帳の写しのとおり。)

14 現在の通園・通学先における状況

保育園名 私立〇〇保育園

所在地 ○○市○○町1番2号 電話0000-11-2222。

出欠状況 月曜日から金曜日まで通園している。今年度は発熱などにより3日欠席した。園では友達もいて、楽しく過ごしている。(甲〇号証 お便り帳の写しのとおり。)

- 15 父母の紛争に対するお子さんの認識,あなたからお子さんへの説明 別居のときに原告から「パパとママはけんかして,一緒に住めないので別々 に暮らす。」と説明した。原告と被告がうまくいっていないことは何となく分 かっているようである。その後,子から被告のことを聞かれたことはない。調 停や裁判のことはまだ説明していない。
- 16 別居後の、同居していない親との交流状況

子は、平成〇〇年〇月から毎月1回、日曜日に被告と面会している。これまでに20回くらい面会した。面会時には原告は立ち会わない。

(今後の監護方針)

17 親権者となった場合の具体的な監護方針

引き続き現在の住居に住み、原告の母及び妹の補助を受けながら、監護を続ける予定である。子と被告の交流は、これまでどおり、毎月1回会ってもらいたい。

18 その他

特記事項なし